

山口県調査・設計等業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

令和6年10月1日 制定

令和6年12月9日 最終改正

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託（以下「調査・設計等業務委託」という。）の契約の締結にあたり、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第156条の規定に基づく「あらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定しようとする契約」の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

競争入札により実施する調査・設計等業務委託で、予定価格が300万円未満のものとする。

3 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となったもののうち、同表①から④までに掲げる額の合計額を端数調整した額（100万円以上の場合は1万円未満を切り上げ、100万円未満の場合は千円未満を切り上げ）とする。

ただし、その上限額及び下限額は以下のとおりとし、上記により算出した端数調整前の合計額が上限額を超過した場合は上限額を、下限額に満たない場合は下限額を端数調整した額を最低制限価格とする。

(1) 測量業務及び地質調査業務以外に係る契約

- ① 上限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8.1
- ② 下限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の6

(2) 測量業務に係る契約

- ① 上限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8.2
- ② 下限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の6

(3) 地質調査業務に係る契約

- ① 上限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8.5
- ② 下限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の3分の2

委託業務の種類	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に 10分の5を乗じて 得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分 の5を乗じて得た額
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分 の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分 の6を乗じて得た額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の 9を乗じて得た額	一般管理費の額に 10分の5を乗じて 得た額

4 最低制限価格の決定

入札執行機関の長は、開札日までに3に定める方法により最低制限価格を決定のうえ、最低制限価格決定調書に記載し、封入・封印しておくものとする。

5 入札参加者への周知

入札執行機関の長は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者となれないことを入札執行前に周知する。

6 落札者の決定

入札執行機関の長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日以降指名通知するものから適用する。